

## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年7月20日(金) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 秋 山 哲 一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋 山 靖 浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成29年10月1日から平成30年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	—
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	—
	プロポーザル方式	—
	随意契約	—
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 千葉地家裁八日市場支部庁舎機械設備改修工事(再度)</p> <p>※ 本件は、熱源設備及び空気調和機のオーバーホールで、入札参加者が1者かつ高落札率の案件</p> <p>・ 予定価格を積算する際に、過去のオーバーホール改修工事における入札参加者数や予定価格との乖離などの実績を参考にするのではないのか。</p> <p>・ 労務費の単価は何で確認するのか。</p> <p>・ 徴取した見積価格に対してメーカーの希望小売価格的なものをヒアリングして、資機材と労務費の両方の査定率を算出しているということであるが、見積書は既存メーカー1者からしか取っていないのか。</p> <p>・ 新しく機器を納入するときは安価で設定して、メンテナンスの費用を高く設定するというのではないのか。</p> <p>・ 入札参加者僅少の原因が地理的条件もあるとのことであるが、契約業者や入札に参加しようとした業者は八日市場市付近の業者なのか。</p> <p>・ 裁判所は各地に設置されているため、地理的条件という問題もあるとすると根本的に考えていかなければならない問題だと感じる。仮に契約ができずオーバーホールされなまま機器が壊れてしまったら、大きな問題につながってしまうのではないかと感じた。</p>	<p>・ 既存機器のメーカーによって査定率はほぼ決まっており、ヒアリングで確認しても妥当な金額と確認できるので、他の裁判所で実施した改修工事の実績を参考にするのではない。</p> <p>・ 資機材と同様にメーカーから徴取した見積書により確認している。</p> <p>・ 既存機器のメーカーの部品しか使用できないため1者からしか取っていないが、オーバーホールの査定率に関しては、どのメーカーもほぼ同じである。</p> <p>・ 機器を設置してからオーバーホールを行うタイミングが約15年に1度であり、毎年メンテナンスを行うというものではないため、高価に設定するようなことはない。</p> <p>・ 契約業者は東京の業者であるが、入札に参加しようとした業者については確認しないとわからない。</p>

意見・質問	回答
<p>・初度入札において、入札価格と予定価格との差が約30万円であるが、合理的な発注という観点から、不落随契を検討することはなかったのか。</p> <p>・入札に参加した業者は、他の入札参加者の情報はわかるか。</p> <p>・紙による入札の場合、開札に業者が立ち会うことにより、電子入札のときよりも他の入札参加者の情報がわかってしまうと思うが、電子入札だけで対応することは難しいのか。</p>	<p>・運用として、初度入札においては公平性を担保するために2回まで入札を実施して、予定価格以内に達しなければ入札を打ち切る。一番安価な入札をした業者と不落随契を検討する方式はしていない。</p> <p>・電子入札による場合、自分が入札した金額と予定価格に達したか否か以外はわからない。</p> <p>・規模の小さい業者のなかには、電子入札に対応できていない業者もあり、また、電子入札を利用できるようにするための環境を整えるには、ICカードの発行を受けるなどの準備が必要で時間を要するため、入札に参加できる期間までに間に合わないこともあるので、紙による入札も認めて入札参加希望者の公平性を図っている。</p>
<p>2 福岡地家裁大牟田支部庁舎電気設備改修工事</p> <p>※ 本件は、電灯設備の老朽化に伴う改修工事で、低入札となった案件</p> <p>・落札業者の直接工事費が予定価格の57パーセントであり、価格が低かった原因として、恒常的に取引があるメーカー代理店の協力会社から安価に購入することができるという説明であったが、予定価格はどのように積算されたのか。</p> <p>・メーカーの代理店は安価に仕入れることができ、それが通常のことというのであれば、予定価格の積算に考慮することは難しいのか。</p>	<p>・取り付ける照明器具は全部で207台あり、半分以上は既製品であったため、既製品の予定価格の積算にはリビック単価を採用し、残りの特注品についてはメーカーから見積書を徴取して、ヒアリングにおいて実勢価格の調査や既製品との比率を物価誌などで調査して査定率を算出している。</p> <p>・メーカーの代理店や恒常的に取引のある協力会社から仕入れることを入札の条件にすることができれば、予定価格の積算に考慮することも考えられるが、どのような業者が入札に参加するかは不明であるため、安価に仕入れることができる業者の取引価格を予定</p>

意見・質問	回答
<p>・予定価格を積算する際に、メーカー2者から見積書を徴取しているが、業者はこのメーカーの機器しか選ぶことはできないのか。</p> <p>・今回落札した業者よりも、もっと低い価格で応札した業者がいた場合であっても、一番価格の低い業者から低入札価格調査のヒアリングを行い、問題がなければ契約していたということになるのか。</p> <p>・落札業者は取引実績がある協力会社から安価に調達することができるだけでなく、工事現場と本社が近接しており、地の利のある本件工事を受注して工事経験を積みたいという受注意思があり、自社労務者で対応できることから、本件価格で応札できたということか。</p> <p>・本件のような低入札の案件が続くようであれば、地方における設備系工事の予定価格の積算方法について検討することも必要だと思われる。</p> <p>3 岡山地家裁倉敷支部庁舎機械設備等改修工事設計変更</p> <p>※ 本件は、機械設備等改修工事の実施に当たり、当初契約に含まれていなかった工事を設計変更により追加発注した案件。当初契約に対して契約変更額が高額である（30パーセントを超えている）もの。</p> <p>・検察庁や弁護士会は、平成29年6月に裁判所に対して身柄収容室の改善の申し入れをする前に不便であることに気が付いていたと思うが、今回の申し入れの前から指摘などはなかったのか。</p>	<p>価格に考慮することは難しい。</p> <p>・入札の際に参考として機器の品番を示すが、これと同等品であれば応札でき、同等品であるか否か発注者側で確認している。</p> <p>・金額にかかわらず低入札価格調査を行い、会計法規等に示されている契約内容に適合しないおそれがあると認められた場合は、次順位の業者を選定することになる。</p> <p>・そうである。</p> <p>・裁判所としては、全く情報を得ておらず、平成28年度の関係機関との打ち合わせで申し入れをされていれば、身柄収容室の改修工事については当初発注に含むか単独発注ができたと思う。</p>

意見・質問	回答
<p>・本件のように、身柄収容室が1室しかないなどの理由で、急きょ設計変更で改修するケースは今後も考えられるのか。</p> <p>・被疑者や被告人の逃走防止という観点もあるが、他方、人権の保障や裁判の公平なども重視すべきという議論もあり、身柄に関する問題については常に意識して、施設の改修に役立ててもらえればと思う。</p> <p>・第2回設計変更の落札率が高いのはなぜか。</p> <p>・業者が提出した見積書が予定価格内であった場合、その金額に対して更に当初契約の落札率を掛けたものが契約金額になるのか。</p> <p>・設計変更は、当初契約金額の30パーセント以内に抑えるというルールがあるのか。</p> <p>・仮に受注者が身柄収容室改修の変更契約を請け負わなかった場合は、どのような対応をしたのか。</p> <p>・受注者は、発注者から設計変更を求められたら、必ずしも応じる必要はなく、断ることもできるのか。</p>	<p>・広島高裁管内で身柄事件を扱う全ての裁判所の身柄収容室を調査したところ、1室しかない裁判所は2庁該当したが、いずれも身柄事件数が少数であるため1室であっても対応することができ、倉敷支部のように事件数が多い裁判所において1室しかなかったのはバランスが悪かったと考えている。また、全国の裁判所においては、被疑者や被告人の逃走防止という観点から調査を行い、改修するなどの対応はしているが、事件数に応じた収容室の調査については今後検討していきたいと思う。</p> <p>・受注者より見積書の提出を受けたが、1回目及び2回目では予定価格に達しておらず、3回目の提出によって予定価格内に収まる金額の提示があったためだと思われる。</p> <p>・当該設計変更分として積算した価格に対して、当初契約の落札率を掛けたものを予定価格としており、そのような取り扱いはない。</p> <p>・内規という形で整理されている。</p> <p>・年度内に実現可能な範囲での部分的な発注を行い、残りの部分は翌年度に単独発注することが考えられる。</p> <p>・そうである。</p>